

令和 7 年 第 2 0 回
川西市教育委員会（定例会）議事日程表

会議日時 令和 7 年 1 1 月 2 1 日（金） 午後 2 時 0 0 分から
場 所 川西市役所 4 階 庁議室

日程 番号	議 案 番 号	付 議 事 件	備考
1		議事録署名委員の選任	
2		前回議事録の承認	
3		教育委員の活動について	
4	議案 第 3 1 号	川西市立保育所条例施行規則の改正について	
5	議案 第 3 2 号	川西市立小中学校及び幼稚園等空調設備整備 PFI 事業に係る事業契約の変更について	

令和7年 第20回

川西市教育委員会（定例会）議案書

川西市教育委員会

目

次

- 議案 第 31 号 川西市立保育所条例施行規則の改正について

- 議案 第 32 号 川西市立小中学校及び幼稚園等空調設備整備 PFI 事業に係る事業契約の変更について

議案第 31 号

川西市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

川西市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するについて、市長に申出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則（昭和42年川西市教育委員会規則第13号）第10条第5号の規定により議決を求める。

令和7年11月21日提出

川西市教育委員会

教育長 石田 剛

提案理由

市立保育所の区分毎の入所定員等を定めるにあたり、規則の一部を改正する必要があるため本案を提出する。

川西市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則

川西市立保育所条例施行規則（昭和31年川西市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条の表を次のように改める。

名称	定員		
	0歳児	1, 2歳児	3歳以上児
川西市立川西南保育所	0人	30人	50人
川西市立小戸保育所	6人	30人	54人
川西市立多田保育所	0人	34人	76人
川西市立川西中央保育所	6人	18人	36人

第9条を第12条とし、第8条の次に次の3条を加える。

（緊急時における対応）

第9条 所長は、保育中に、感染症若しくは集団的な疫病の発生又は傷害、死亡その他入所乳幼児の健康状態の急変等の事故の発生等があった場合は、速やかに当該入所乳幼児に対し適切な措置を施し、その保護者に連絡するとともに、市長に報告するものとする。

2 所長は、前項の場合において、必要に応じて学校医又は当該入所乳幼児の主治医若しくは保健所その他の関係機関と連携するものとする。

（非常災害対策）

第10条 所長は、入所乳幼児の安全の確保を図るため、毎年度初めに警備及び防災の安全計画を策定し、非常時の入所乳幼児の避難及び関係機関への連絡体制を整備するとともに、避難、消火その他必要な訓練を定期的実施するものとする。

（虐待防止の措置）

第11条 所長は、入所乳幼児に対する虐待を防止するための体制を整備し、職員意識の向上、保護者に対する啓発等必要な措置を講じる。

2 所長は、虐待を受け、又はその疑いのある入所乳幼児を発見した場合は、速やかに法令に基づいた措置を講ずるとともに、市長に報告するものとする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案資料

川西市立保育所条例施行規則（昭和31年川西市規則第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）																																	
<p>(定員)</p> <p>第4条 条例第6条の入所定員は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="141 454 985 651"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川西市立川西南保育所</td> <td>80名</td> </tr> <tr> <td>川西市立小戸保育所</td> <td>90名</td> </tr> <tr> <td>川西市立多田保育所</td> <td>110名</td> </tr> <tr> <td>川西市立川西中央保育所</td> <td>60名</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第9条 (略)</p>	名称	定員	川西市立川西南保育所	80名	川西市立小戸保育所	90名	川西市立多田保育所	110名	川西市立川西中央保育所	60名	<p>(定員)</p> <p>第4条 条例第6条の入所定員は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1131 454 1975 699"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="3">定員</th> </tr> <tr> <th>0歳児</th> <th>1,2歳児</th> <th>3歳以上児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川西市立川西南保育所</td> <td>0人</td> <td>30人</td> <td>50人</td> </tr> <tr> <td>川西市立小戸保育所</td> <td>6人</td> <td>30人</td> <td>54人</td> </tr> <tr> <td>川西市立多田保育所</td> <td>0人</td> <td>34人</td> <td>76人</td> </tr> <tr> <td>川西市立川西中央保育所</td> <td>6人</td> <td>18人</td> <td>36人</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(緊急時における対応)</u></p> <p>第9条 所長は、保育中に、感染症若しくは集団的な疫病の発生又は傷害、死亡その他入所乳幼児の健康状態の急変等の事故の発生等があった場合は、速やかに当該入所乳幼児に対し適切な措置を施し、その保護者に連絡するとともに、市長に報告するものとする。</p> <p>2 所長は、前項の場合において、必要に応じて学校医又は当該入所乳幼児の主治医若しくは保健所その他の関係機関と連携するものとする。</p> <p><u>(非常災害対策)</u></p> <p>第10条 所長は、入所乳幼児の安全の確保を図るため、毎年度初めに警備及び防災の安全計画を策定し、非常時の入所乳幼児の避難及び関係機関への連絡体制を整備するとともに、避難、消火その他必要な訓練を定期的実施するものとする。</p> <p><u>(虐待防止の措置)</u></p> <p>第11条 所長は、入所乳幼児に対する虐待を防止するための体制を整備し、職員意識の向上、保護者に対する啓発等必要な措置を講じる。</p> <p>2 所長は、虐待を受け、又はその疑いのある入所乳幼児を発見した場合は、速やかに法令に基づいた措置を講ずるとともに、市長に報告するものとする。</p> <p>第12条 (略)</p>	名称	定員			0歳児	1,2歳児	3歳以上児	川西市立川西南保育所	0人	30人	50人	川西市立小戸保育所	6人	30人	54人	川西市立多田保育所	0人	34人	76人	川西市立川西中央保育所	6人	18人	36人
名称	定員																																	
川西市立川西南保育所	80名																																	
川西市立小戸保育所	90名																																	
川西市立多田保育所	110名																																	
川西市立川西中央保育所	60名																																	
名称	定員																																	
	0歳児	1,2歳児	3歳以上児																															
川西市立川西南保育所	0人	30人	50人																															
川西市立小戸保育所	6人	30人	54人																															
川西市立多田保育所	0人	34人	76人																															
川西市立川西中央保育所	6人	18人	36人																															

議案第 32 号

川西市立小中学校及び幼稚園等空調設備整備 P F I 事業に係る事業契約の変更について

川西市立小中学校及び幼稚園等空調設備整備 P F I 事業に係る事業契約を下記のとおり変更するについて、市長に申し出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則（昭和 4 2 年川西市教育委員会規則第 1 3 号）第 1 0 条第 1 号の規定により議決を求める。

令和 7 年 1 1 月 2 1 日提出

川西市教育委員会

教育長 石 田 剛

提案理由

物価変動に伴い、川西市立小中学校及び幼稚園等空調設備整備 P F I 事業に係る事業契約を変更する必要があるため本案を提出する。

(変更する事項)

契約金額

変更前 2, 9 3 9, 0 1 6, 1 6 8 円

変更後 2, 9 4 3, 5 2 5, 6 2 4 円

「川西市立小中学校及び幼稚園等空調設備整備 PFI 事業に係る事業契約の変更について」

契約金額変更の内訳と要因について

【変更の内訳】

今年度、物価変動の判定を行った結果、令和 8 年度以降の支払額を見直し、4,509,456 円増額となる。

(税込)

支 払 費 目	内 容	契 約 金 額		差 額 (b-a)
		変更前 (a)	変更後 (b)	
設計・施工等のサービス対価 (H29 年度 9 月支払済)	一括支払分	1,733,400,000 円	1,733,400,000 円	0 円
設計・施工等のサービス対価 (H29 年度 9 月分、H29 年度下期～R11 年度下期合計額)	割賦支払分	616,224,000 円	616,224,000 円	0 円
維持管理のサービス対価 (平成 29 年度下期～令和 11 年度下 期合計額)	維持管理費	589,392,168 円	593,901,624 円	4,509,456 円
合 計		2,939,016,168 円	2,943,525,624 円	4,509,456 円

【変更の要因】

- ・「川西市立小中学校及び幼稚園等空調設備整備 PFI 事業契約書」(平成 29 年 2 月 8 日締結) 第 69 条及び別紙 12 において、物価変動等による維持管理のサービス対価の見直しが規定されている。
- ・この見直しは、前回物価変動による変更時と今回見直し時のそれぞれの指標(年平均)に 3%以上の変動が生じた場合は契約金額の変更を行う。
- ・変更を行う場合は、翌年度 4 月 1 日以降の維持管理のサービス対価に反映させる。
- ・今回、変更後の契約金額は、事業変更契約(第 4 回)に定めた維持管理のサービス対価に改定率を乗じて算出したものである。なお、物価変動による変更は、今回が 2 回目である。

【物価変動の判定結果】

区 分	指 標	前 回	今 回	変動率 (今回/前回)	判定 (±3%以上)	改定率
維持管理の サービス対価	企業向けサービス 価格指数 (日本銀行調査統計局)	102.3 (2022 年)	107.8 (2024 年)	+5.38%	改定	+2.38%